

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和元年11月
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

資源エネルギー庁では、電気事業法施行規則第46条に基づく供給計画届出書（様式第32他）について、内容の一部改正を予定しております。

つきましては、国民の皆様から広く御意見をいただきたく、以下の要領で御意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案

2. 意見公募の背景

2024年度に容量市場が開設されるまでの間、小売電気事業者が確保する供給力が不足した場合において、一般送配電事業者が主体となって調整電源を確保し、需要に見合った供給力（特別調達電源）を調達するための仕組みを2021年度から導入することとなっている。

特別調達電源は、電気事業者が提出することとされている供給計画届出書における月別の需要と供給力の差分を基に、電力広域的運営推進機関が算出することとされている。新たに導入される特別調達電源を調達するための公募は、実際に調整電源を調達する年度の前年度に行われることが予定されているため、公募を実施するためには、公募が行われる年度において、その次の年度における月別の需要と供給力量の差分が算出されていることが必要である。

現行制度においては、年度別に初年度以降10年間分の供給力を提出することとされており、月別の供給量については、初年度のみ提出となっている。本改正においては、初年度に加え、第2年度においても、月別の供給力を提出しなければならないこととすべく、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の改正を行う。

なお、本改正にあわせて、その他形式的な修正を行うこととする。

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

令和元年 11 月 1 日(金)～令和元年 11 月 30 日(土)

FAX 及び電子メールの場合は 17 時、郵送の場合は同日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の様式により、氏名、所属(会社名、役職等)、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを明記の上、以下のいずれかの方法により、ご意見を日本語にて送付してください。

なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)意見提出フォーム

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、次の住所宛てにお送りください。

〒100-8931

東京都千代田区霞が関 1-3-1

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力基盤整備課 パブリックコメント担当宛て

(3) FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、次の FAX 番号宛てにお送り下さい。

FAX 番号:03-3580-8591

(4) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙の様式に沿って、氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、次のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス:denryokujukyu@meti.go.jp

(電子メールの件名を「電気事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。)

4. その他

- 皆様から頂いた御意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。
なお、いただいた御意見についての個別に回答はいたしかねますので、あらかじめ

め、その旨を御了承下さい。

- 頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- 記入漏れまたは本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。